

補助対象工事

指定省エネリフォーム (アからエのうち2種類実施が必須)	ア	基礎、床、内外壁、天井、屋根の断熱性能を向上させるリフォーム	・断熱材の追加、入換え（断熱性能が向上）工事 ※4㎡以上の施工が必要 ※浴室ユニットの床・壁・天井の断熱も含む
	イ	窓の断熱性能を向上させるリフォーム	・ガラス交換工事（断熱性能が向上、0.1㎡以上） ・内窓の設置工事（0.2㎡以上） ・内窓の交換（0.2㎡以上） ・外窓の交換工事（断熱性能が向上、0.2㎡以上）
	ウ	節水型トイレに改修するリフォーム	・節水トイレへの改修工事 ※JIS A5207「節水トイレⅠ型またはⅡ型大便器」又は同等以上の性能を有することが確認できる大便器
	エ	高断熱浴槽に改修するリフォーム	・高断熱浴槽への改修工事 ※JIS A5532「高断熱浴槽」又は同等以上の性能を有することが確認できる高断熱浴槽

- 補助対象となるその他の省エネリフォーム
- 外壁、屋根の張替え（断熱性能が向上）
 - 遮熱塗装工事（日射反射率が50%以上の遮熱塗装製品または環境省実証事業を受けた製品）
 - ガラスへの遮熱フィルム張り工事
 - 食洗機設置工事
 - 節水シャワー設置工事
 - 底、外側ブラインド等の設置による遮熱工事
 - 窓の遮熱につながる、グリーンカーテンまたは中木1.5m以上の植栽工事
 - エコキュート、エコジョーズ、エコフィール、エコウィル、エネファーム等の省エネ機器設置工事
 - 内部、外部建具改修工事（断熱性能が向上）
 - 板の間等から畳への改修工事（断熱性能が向上）
 - 床暖房設置工事
 - 内壁をクロスから塗り壁（珪藻土等）への改修工事
 - その他住宅の省エネ性能の向上が認められる工事

○「断熱性能が向上」は熱伝導率のカタログ値等により、性能の向上の確認が必要
 ○同一棟の増築等に伴う新設も含む
 ○窓寸法は枠外寸法による
 ○節水トイレについては工事完了報告時に「性能証明書」、「写真」の提出をもって確認する。
 ○高断熱浴槽については工事完了報告時に「性能証明書」、「見積書（メーカー仕様書）」、「写真」の提出をもって確認する。

補助対象外工事

右記の工事に要する費用等については、**補助の対象にはなりません。**
 ご注意ください。

- 公共工事の施行に伴う補償費等の対象となる工事費
- 門、塀など、いわゆる外構工事費（その他の省エネ工事で認められる植栽工事を除く）
- 住宅用太陽光発電設備または住宅用太陽熱利用設備の設置に要する工事費
- エアコン、照明器具等の家庭用省エネ電化製品などの設置に要する費用
- 室内カーテン、ブラインドの取付け、取替えに要する費用
- その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事費

お問い合わせ先

申込・申請窓口
／お問い合わせ

一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター 評価業務課

〒422-8067 静岡市駿河区南町14番1号 水の森ビル4階
 TEL: 054-202-5573 FAX: 054-284-5599 (申込専用)
 【受付時間 8:30~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝日は除く)】
 ※事務所・支所では取次ぎのみとなりますので、ご注意ください。

制度に関する
お問い合わせ

静岡県暮らし・環境部 建築住宅局 住まいづくり課

TEL: 054-221-3084 FAX: 054-221-3083
 【受付時間 8:30~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝日は除く)】

平成26年度 静岡県

住宅省エネリフォーム支援事業費補助金制度

省エネリフォーム



ア・断熱改修（内・外壁等） イ・断熱改修（窓） ウ・節水トイレへの改修 エ・高断熱浴槽への改修

1 ア～エのうち2つ以上の省エネリフォームを実施

2 補助対象となるその他の省エネリフォーム工事を実施

① + ② = 100万円以上のリフォーム工事で 補助金 **10万円**

プラス

県産材リフォーム併用（補助金の割増し）

～省エネリフォームに併せて～
 床・壁等の仕上げ材に静岡県産の木材を10㎡以上使用する
 リフォーム工事に対して補助金を割増しします。

県産材使用量 10㎡以上 20㎡未満 → 最大 5万円 さらに 最大 7.5万円
 県産材使用量 20㎡以上 → 最大 10万円 さらに 最大 15万円

TOKAI-0 活用で耐震補強実施

申込
受付期間

平成26年4月10日(木)～平成27年2月27日(金) 17:00まで

* 申込受付は先着順。予算がなくなり次第、終了となります。
 * 工事着手1週間前までに申込みが必要です。(工事着手後の申込みはできません。)

平成 26 年度 静岡県住宅省エネリフォーム支援事業費補助金

静岡県住宅省エネリフォーム支援事業費補助金制度のご案内

静岡県では、住宅の省エネ化の促進を通じて温室効果ガスの排出量の削減を図るため、住宅の省エネリフォーム工事に対して、その費用の一部を補助します。



制度概要

**申込
受付期間**

平成 26 年 4 月 10 日 (木) ~ 平成 27 年 2 月 27 日 (金) 17:00 まで

- * 申込受付は先着順。予算がなくなり次第、終了となります。
- * **工事着手 1 週間前までに申込みが必要です。** (工事着手後の申込みはできません。)

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅の省エネ性能が向上する住宅のリフォームに対する助成・・・① ●住宅の省エネリフォームと併せて行う、県産材を使用したリフォームに対する割増補助(耐震補強と同時実施の場合は、補助額引上げ)・・・② 																		
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県内において、自ら居住するために所有する住宅 ・耐震性を有する住宅※又は耐震補強工事と併せてリフォームを行う住宅 <p>※「耐震性を有する住宅」とは 次のいずれかの住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築に着手した住宅 ◎上記以前に建築に着手した住宅で、耐震診断の結果、評点が 1.0 以上の住宅 																		
補助要件	<p>省エネリフォーム工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ●以下の工事のうち、2 つ以上を実施 ア.断熱改修(内外壁等) イ.断熱改修(窓) ウ.節水トイレへの改修 エ.高断熱浴槽への改修 ●補助対象工事費が 100 万円以上(設計費は含みません。消費税は含みます) 																		
補助対象	<table border="1"> <thead> <tr> <th>省エネリフォーム型</th> <th>県産材リフォーム併用型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>断熱改修(内外壁等)、断熱改修(窓)、節水トイレへの改修、高断熱浴槽への改修のうち 2 つ以上の工事及び、それと同時に行うその他の省エネリフォーム工事</td> <td> 省エネリフォーム工事に併せて行う、以下のリフォーム工事 <ul style="list-style-type: none"> ●床・壁等の仕上げ材に県産材販売管理票のある静岡県産材を、面積 10 m²以上使用する。 ●プロジェクト TOUKAI-0 総合支援事業費補助金交付に基づき行う木造住宅の耐震補強工事と併せて、上記リフォームを実施する場合は補助額を割り増し </td> </tr> </tbody> </table>	省エネリフォーム型	県産材リフォーム併用型	断熱改修(内外壁等)、断熱改修(窓)、節水トイレへの改修、高断熱浴槽への改修のうち 2 つ以上の工事及び、それと同時に行うその他の省エネリフォーム工事	省エネリフォーム工事に併せて行う、以下のリフォーム工事 <ul style="list-style-type: none"> ●床・壁等の仕上げ材に県産材販売管理票のある静岡県産材を、面積 10 m²以上使用する。 ●プロジェクト TOUKAI-0 総合支援事業費補助金交付に基づき行う木造住宅の耐震補強工事と併せて、上記リフォームを実施する場合は補助額を割り増し 														
省エネリフォーム型	県産材リフォーム併用型																		
断熱改修(内外壁等)、断熱改修(窓)、節水トイレへの改修、高断熱浴槽への改修のうち 2 つ以上の工事及び、それと同時に行うその他の省エネリフォーム工事	省エネリフォーム工事に併せて行う、以下のリフォーム工事 <ul style="list-style-type: none"> ●床・壁等の仕上げ材に県産材販売管理票のある静岡県産材を、面積 10 m²以上使用する。 ●プロジェクト TOUKAI-0 総合支援事業費補助金交付に基づき行う木造住宅の耐震補強工事と併せて、上記リフォームを実施する場合は補助額を割り増し 																		
施工者要件	静岡県内に本店又は支店、営業所を有する建設業者																		
補助額 ①+②	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">省エネリフォーム 基本補助 ①</th> <th colspan="4">県産材リフォーム併用 割増補助 ②</th> </tr> <tr> <th colspan="2">県産材使用量 10 m²※ 以上 20 m²未満</th> <th colspan="2">県産材使用量 20 m²以上</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">10 万円/戸</td> <th>県産材使用のみ</th> <th>耐震補強同時実施</th> <th>県産材使用のみ</th> <th>耐震補強同時実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>▲5 万円/戸</td> <td>▲7.5 万円/戸</td> <td>▲10 万円/戸</td> <td>▲15 万円/戸</td> </tr> </tbody> </table> <p>※目安：10 m²は約 6 畳分の大きさです。</p>	省エネリフォーム 基本補助 ①	県産材リフォーム併用 割増補助 ②				県産材使用量 10 m ² ※ 以上 20 m ² 未満		県産材使用量 20 m ² 以上		10 万円/戸	県産材使用のみ	耐震補強同時実施	県産材使用のみ	耐震補強同時実施	▲5 万円/戸	▲7.5 万円/戸	▲10 万円/戸	▲15 万円/戸
省エネリフォーム 基本補助 ①	県産材リフォーム併用 割増補助 ②																		
	県産材使用量 10 m ² ※ 以上 20 m ² 未満		県産材使用量 20 m ² 以上																
10 万円/戸	県産材使用のみ	耐震補強同時実施	県産材使用のみ	耐震補強同時実施															
	▲5 万円/戸	▲7.5 万円/戸	▲10 万円/戸	▲15 万円/戸															

手続きに必要な書類

申込み

申込書類は審査がありますので、**工事着手の 1 週間前までに提出してください。**

書類提出方法

窓口持参

郵送

FAX

【申込専用 FAX】
054-284-5599

FAXによる提出の場合は、工事完了後の交付申請の際に、申込時に FAXした書類一式を改めてご提出いただけます。

共通

- 補助金申込書(様式第 1 号)
- チェックリスト(様式第 2 号)
- 居住者一覧(様式第 3 号)
- アンケート調査票(様式第 4 号)
- 耐震性を有する住宅であることが確認できる書類又はリフォーム工事と併せて耐震補強を行うことが確認できる書類の写し

申込手続きをご本人でない方がする場合は、連絡先依頼書を添付してください。



交付申請兼完了実績報告

- * 提出の最終締切は平成 27 年 3 月 13 日 (金) 17:00 までです。
- * 工事完了後は速やかに交付申請兼完了実績報告書を提出してください。

書類提出方法

窓口持参

郵送

【注】FAXによる提出はできません。

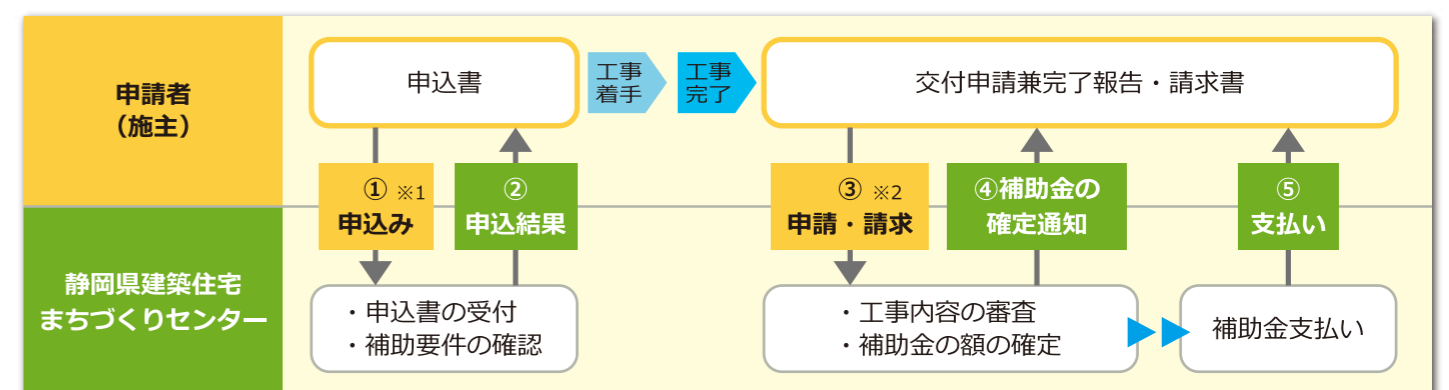
工事完了後に提出する書類	省エネリフォーム型	
	県産材型 を併用する場合	県産材型 (耐震補強割増)
(1) 交付申請書兼完了実績報告書(様式第 5 号)	●	●
(2) 請求書(様式第 8 号)	●	●
(3) 領収書の写し(工事費内訳が具体的に記載されたもの。工事費内訳は別紙可)	●	●
(4) 補助対象となる省エネリフォーム工事概要を記載した図面(平面図など)	●	●
(5) 省エネリフォーム工事箇所の写真(工事着手前と工事完了後)	●	●
(6) 現地案内図(既存の地図の写しで可)	●	●
(7) 指定省エネ工事の確認書類(性能証明書等)	●	●
(8) その他の省エネ工事の確認書類(使用した材料、機器等のカタログ等)	●	●
(9) 県産材使用面積計算表(様式第 6 号)	●	●
(10) 県産材の使用面積の根拠となる図面(平面図など)	●	●
(11) 県産材販売管理票の写し	●	●
(12) 県産材の納品書又は請求書の写し	●	●
(13) 県産材リフォーム工事箇所の工事着手前及び工事完了後の写真	●	●
(14) 県産材工事費の領収書の写し(工事費内訳を記載したもの)	●	●
(15) 市町が発行する木造住宅耐震補強事業費補助金交付決定通知書等の写し	●	●

申込・申請書類は、まちづくりセンターのホームページからダウンロードできます

静岡 まちせん

検索

申込みから支払いまでの流れ



※1. 申込受付は、平成 27 年 2 月 27 日 (金) 17:00 まで / ※2. 交付申請は、平成 27 年 3 月 13 日 (金) 17:00 まで

